

明和町生産性向上等 事業者支援金のご案内

事業目的

物価高騰で影響を受ける中小企業、小規模事業者に対して、三重県版経営向上計画の策定を支援し、意欲的な経営の向上改善を促すとともに、事業者の生産性向上や業務効率化に必要な機械装置等の購入費の一部について支援をするものです。

公募期間	令和6年1月15日（月）～令和6年12月2日（月） ※支援金の予算の上限に達した場合は、上記よりも早く締め切る場合があります
補助内容	<ul style="list-style-type: none">対象者<ul style="list-style-type: none">明和町に主たる事業所のある中小企業・小規模事業者か、明和町に住所地がある個人事業主本事業への応募の添付書類としてご準備いただく、三重県版経営向上計画（ステップ2・ステップ3）の申請をおこなう事業所補助対象期間<ul style="list-style-type: none">交付決定日（令和6年1月中旬）～令和7年1月31日（金） ※期限内に納品・支払・効果検証が全て完了する必要があります補助率 補助対象経費の2/3以内補助上限額 20万円（上限） ※ただし1個体100,000円以上の機械装置等が補助対象となります
補助対象となる事業	三重県版経営向上計画の発展段階のうちステップ2又はステップ3の申請を行う事業所が、策定した経営向上計画に基づき明和町内で <u>設備投資</u> を実施し、意欲的な経営の向上改善に繋がる事業

補助対象となる経費

- 補助対象となる経費は次の①～④の条件を全て満たすものとなります
 - ①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
 - ②交付決定日以降に発生し、補助事業終了日までに支払いが完了する経費
 - ③証拠書類などによって支払いが確認できる経費
 - ④次のア・イを満たすもの
 - ア.補助対象となる経費は1個体100,000円以上の生産性向上や業務効率化に必要な機械装置等であること。汎用性のある、なしは問いません。
 - イ.明和町の固定資産（償却資産）の範囲となっており、固定資産取得後、明和町役場へ固定資産（償却資産）の申告をおこなうものとなります。
- ※詳しくは明和町生産性向上等事業者支援金交付要領をご確認ください

申請書類

- 明和町生産性向上等事業者支援金
 - ・様式第1号 明和町生産性向上等事業者支援金交付申請書
 - ・様式第2号 支出計画書
 - ・機械装置等の見積書
 - ・カタログ等（ホームページの印刷物でも可）上記申請資料は明和町商工会HPよりダウンロードしてください
<https://meiwa.main.jp/hojo/shien.html>
- 三重県版経営向上計画
 - ・第1号様式 三重県版経営向上計画認定申請書
 - ・様式第1号 三重県版経営向上計画
 - ・様式第2号 実施計画
 - ・様式第3号 収支計画（ステップ3のみ）
 - ・様式第4号 資金計画（ステップ3のみ）
 - ・別紙1 希望する支援策について
 - ・別紙2 誓約書

【添付書類】

（法人の場合）

 - ・直近1期分の決算書写（貸借対照表・損益計算書）
 - ・定款または6か月以内に発行された現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書

（個人の場合）

 - ・最近1期分の確定申告書（第一表・第二表）の写し
 - ・損益計算書と貸借対照表（青色）、収支内訳書（白色）

（特定非営利活動法人の場合）

 - ・直近1期分の法人税確定申告書の写し
 - ・直近1期分の貸借対照表の写し
 - ・直近1期分の活動計画書の写し
 - ・定款または6か月以内に発行された現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書三重県版経営向上計画に関する資料は三重県HPよりダウンロードしてください
<https://www.miesc.or.jp/support/contents/357/>

提出先 (事務局)

明和町商工会

住所：多気郡明和町馬之上945 TEL：0596-52-5235
受付時間：平日9時から17時まで（土日・祝日を除く）**郵送不可**
※時間外での提出については事前にご相談ください

商工会の窓口のみで申請を受付致します